ニ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(4)　（略）

(5)　生産性要件に該当する事業主であること。

(6)　人事評価制度等の整備に係る事業所において、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この(6)及び(7)において「実施日」という。）の属する月の前月の賃金支払日から起算して十二箇月を経過する日の属する月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額を実施日の属する月の前月に人事評価制度等の適用を受ける労働者に対して支払われた賃金の総額で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

(7)　実施日の翌日から起算して一年を経過する日までの間における人事評価制度等の整備に係る事業所における離職者の数を実施日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

（削る）

（削る）

(5)　当該賃金制度の整備を行い、かつ、当該賃金制度の適用を受ける労働者が生じた事業主であること。

ホ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)～(4)　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

ヘ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、雇用管理の改善に資する制度として職業安定局長が定めるものの整備を行った事業主であること。

(2)　雇用管理の改善に資する設備投資を新たに行った事業主であること。

(3)　(2)の設備投資に要した費用が百七十五万円以上一千万円未満であること。

(4)　(2)の設備投資を行う前に、都道府県労働局長に対して当該設備投資に係る計画（以下「雇用管理改善計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(5)　当該設備投資に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理改善計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材確保等支援助成コース助成金（当該設備投資についての助成に係るものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(5)において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(6)　当該設備投資に要した費用の負担の状況及び当該設備投資に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(7)　中小企業事業主であること。

(8)　雇用管理改善計画の期間の初日から起算して一年を経過する日までの間において、事業所の雇用管理の改善に関する要件として職業安定局長が定めるものに該当する事業主であること。

ト　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　ヘ(1)、(2)及び(4)から(6)のいずれにも該当する事業主であること。

(2)　ヘ(2)の設備投資に要した費用が二百四十万円以上であること。

(3)　雇用管理改善計画の期間の初日から起算して一年を経過する日までの間において、事業所の労働生産性の向上及び雇用管理の改善に資する要件として職業安定局長が定めるものに該当する事業主であること。